



公裁録

道中毎編  
清巻印約造  
高札  
小代官法入用

信

9

保3  
3286  
5止



門 7 3  
號 3286  
卷 5 止

一 鄉道觸書其外兩端方之事

- 一 清定家出觸之事
- 二 百姓西人出觸之事
- 三 宿之出觸之事
- 四 宿方出觸向中渡清定之事
- 五 先觸之出觸之事
- 六 子供合出觸之事
- 七 宿中出觸自之事
- 八 宿中出觸之事
- 九 宿中出觸之事
- 十 宿中出觸之事
- 十一 宿中出觸之事
- 十二 宿中出觸之事
- 十三 宿中出觸之事



- 古 為 抄 目 人 皇 子 御 孫 孫 孫
- 五 君 自 為 有 下 道 中 有 抄 也 後 乃 乃 乃
- 六 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 七 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 八 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 九 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 十 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 十一 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 十二 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 十三 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 十四 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 十五 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 十六 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 十七 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 十八 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 十九 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 二十 抄 目 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃

御 道 乃 乃 乃

- 一 御 道 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 二 御 道 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 三 御 道 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 四 御 道 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 五 御 道 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
- 六 御 道 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃

一 高札部

一 法用清方部

法用清方部  
法用清方部  
法用清方部



一 五街道通引



五街道通引  
五街道通引  
五街道通引

五街道通引  
五街道通引  
五街道通引



仕りてはとての用世に物いふは誠なり申付向後古の語を地可なり申候は  
道中と改めし是れ其自意の元又と標は若者多不審し海に以て早業  
乃中其の可候し洋海に上候は海ありと申すは若者多不審し  
不乃中其の可候し洋海に上候は海ありと申すは若者多不審し

一 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業  
二 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業  
三 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業

一 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業  
二 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業  
三 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業

此用なり

一 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業  
二 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業  
三 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業  
四 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業  
五 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業  
六 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業  
七 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業  
八 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業  
九 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業  
十 道中宿... 申すは若者多不審し海に以て早業



中世の科と成る後、  
海にありては、

一 東海道宿、  
酒子、  
世傳、  
福、  
年、

一 右通、  
右通、  
右通、  
右通、  
右通、

右通、

右通、

右通、

右通、

右通、

右通、









一宿におくもの馬より借賃焼肉内割酒上等中一見町石河内物等類  
代書紙舟より客の足合はるけり。一宿の舟より瀬川の物に交則増はる舟内  
宿の飯の客の足合はるけり。仕舞の末に別荘の舟内より舟内より舟内  
一宿の客の舟内より舟内より舟内より舟内より舟内より舟内より舟内  
舟内より舟内より舟内より舟内より舟内より舟内より舟内より舟内

文政三年十月十日

大前原重之助  
東海通舟所  
洲へ  
年号 徳代

道中 清奉の祈

先觸蓬三仙舟五街道り船書

諸向通舟の舟先觸蓬蓬乃及然別の川支舟の舟通舟  
舟舟人馬用舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟  
舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟

平川宿級人

舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟  
舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟  
舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟  
舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟

道中 清奉の祈

文政三年  
十月九日

平川宿級人





村におわく休引更りありて... 休引更りありて... 休引更りありて...

一宿におわく... 一宿におわく... 一宿におわく...

一宿におわく... 一宿におわく... 一宿におわく...

此の趣お能く承り可なり... 此の趣お能く承り可なり...

文徳二年

五月左迄

美濃

今度日見月原

東海道市川宿

吉原

依

本陣

同

年

各

名

記

古道中より宿中道口まで... 古道中より宿中道口まで...

宿におわく帳中人馬... 宿におわく帳中人馬...

此の趣お能く承り可なり... 此の趣お能く承り可なり...

宿におわく帳中人馬... 宿におわく帳中人馬...





江戸六本木高札之事  
日中橋常盤橋心宿橋海老橋新所芝車町

定

一 駒債年人長荷物之沿革

一 河馬并駄賃之沿革

一 歩持之沿革

一 長持之沿革

但人長持人持重之沿革

持重之沿革

一 荷物之沿革

一 山形之沿革

一 河馬之沿革

一 道中河馬之沿革

一 江戸河馬之沿革

一 一里河馬之沿革

但人長持人持重之沿革

一 河馬之沿革

一 歩持之沿革

一 長持之沿革

一 荷物之沿革

一 山形之沿革

一 河馬之沿革

一 道中河馬之沿革

一 江戸河馬之沿革

一 一里河馬之沿革

一 荷物之沿革

一 山形之沿革

一 河馬之沿革

一 道中河馬之沿革

一 江戸河馬之沿革

一 一里河馬之沿革

一 荷物之沿革

一 山形之沿革

一 河馬之沿革

一 道中河馬之沿革

一 江戸河馬之沿革

一 一里河馬之沿革

一 荷物之沿革

江戸河馬目録

一 荷物之沿革

一 山形之沿革

一 河馬之沿革

一 道中河馬之沿革

一 江戸河馬之沿革

一 一里河馬之沿革

一 荷物之沿革

一 山形之沿革

一 河馬之沿革

一 道中河馬之沿革

一 竹屋

但蒲中... 竹屋... 五員目

但内... 五員目

一 竹屋

但蒲中... 五員目

一 長持

但蒲中... 五員目

一 長持

但蒲中... 五員目

一 長持

但蒲中... 五員目

一人... 五員目

為法... 六人掛

一 山

但蒲中... 四人掛

一 山

但蒲中... 四人掛

一 山

但蒲中... 四人掛

一 山

但蒲中... 四人掛

一 山

但蒲中... 四人掛

一 山

但蒲中... 四人掛

一 山

但蒲中... 四人掛

一 山

但蒲中... 四人掛

一 山

但蒲中... 四人掛

一 山

但蒲中... 四人掛

一 山

但蒲中... 四人掛

昔月... 五員目

昔月... 五員目

昔月... 五員目



右側高用旅の月日... 駕籠人日記

文政三年四月... 山崎村... 山崎村... 山崎村...

岩陳行福書 石川之水正

文政三年四月... 山崎村... 山崎村... 山崎村...

文政三年四月... 山崎村... 山崎村... 山崎村...

江邊陣可為記

附 津南平島橋の所に入ると善き御所ありと云ふ人聞き得ん  
事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人

可為記

所用三道中経巻一巻年長七十年中人語之外海言多  
ある由云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人  
・古くは御所ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人  
・上は御所ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人

十九

善信之馬村と云ふ村あり

善信之馬村と云ふ村ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人  
善信之馬村と云ふ村ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人

二十

善信之馬村と云ふ村あり

善信之馬村と云ふ村ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人  
善信之馬村と云ふ村ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人

江表橋馬と云ふ村ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人  
江表橋馬と云ふ村ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人

一之段と云ふ段ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人  
一之段と云ふ段ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人

善信之馬村と云ふ村ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人  
善信之馬村と云ふ村ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人

善信之馬村と云ふ村ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人  
善信之馬村と云ふ村ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人

以見

善信之馬村と云ふ村ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人  
善信之馬村と云ふ村ありと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人聞き得ん事なりと云ふ人

道中... 山... 山... 山...

廿二

子... 程...

道中... 道中...

道中... 道中... 道中...

會... 衣...

道中... 道中... 道中...

廿三

道中... 道中... 道中...

道中... 道中...

道中... 道中... 道中...

道中... 道中... 道中...

二十月

道中... 道中... 道中...

道中... 道中...

道中... 道中... 道中...

廿四

建外権威是を以て捕つて成吉は生るるに後舟の中を以て其  
 舟ももつてあつて是區爲難用捕ちあるは後舟に在る捕り手  
 以て捕ち成吉向後其区を以て成吉を以て捕りし者も捕りし  
 下海に其成吉の舟を以て其区を以て捕りし者及び是等  
 舟の元捕達は力に成吉の舟を以て捕りし者も捕りし  
 舟中成吉の舟を以て捕りし者も捕りし者も捕りし者も  
 成吉の舟を以て捕りし者も捕りし者も捕りし者も

正徳二年  
 正月廿九日 伊賀  
 對馬

中山道 宮津 津 廿

別居  
 年寄

津守其外

津守其外の日... 又及不致...  
 又及不致... 井上... 日光...

津守其外の日... 又及不致... 井上... 日光...

切りの馬車の中長棒を握り外馬車の中を歩かせる  
馬車の中を歩かせる馬車の中を歩かせる

一傳 養老の天皇は、  
日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

一神社 日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

一神社 日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。

日向の物部を討つた。養老の天皇は、日向の物部を討つた。





右陣の方旅儀日御多通の言初は夜宿止宿は安き事なり由候  
右陣形中陣方より宿より出づれば是宿に安き事なり由候  
且其方より別所は移す可き由候

一 於此の地より先方より別所に別所は移す可き由候  
此の地より先方より別所に別所は移す可き由候  
平御方より別所に別所は移す可き由候  
御方より別所に別所は移す可き由候  
御方より別所に別所は移す可き由候

但別所外は先方より別所に別所は移す可き由候  
右陣の方旅儀日御多通の言初は夜宿止宿は安き事なり由候  
右陣形中陣方より宿より出づれば是宿に安き事なり由候  
且其方より別所は移す可き由候

一 先方より御宿宿御陣形通の言初は夜宿止宿は安き事なり由候  
一 流馬の如き御宿宿御陣形通の言初は夜宿止宿は安き事なり由候

且其方より別所は移す可き由候  
御方より別所に別所は移す可き由候  
御方より別所に別所は移す可き由候

一 御宿宿御陣形通の言初は夜宿止宿は安き事なり由候  
右陣の方旅儀日御多通の言初は夜宿止宿は安き事なり由候

御宿宿御陣形通の言初は夜宿止宿は安き事なり由候  
御宿宿御陣形通の言初は夜宿止宿は安き事なり由候  
御宿宿御陣形通の言初は夜宿止宿は安き事なり由候

右陣の方旅儀日御多通の言初は夜宿止宿は安き事なり由候  
御宿宿御陣形通の言初は夜宿止宿は安き事なり由候  
御宿宿御陣形通の言初は夜宿止宿は安き事なり由候

御宿宿御陣形通の言初は夜宿止宿は安き事なり由候  
御宿宿御陣形通の言初は夜宿止宿は安き事なり由候



一 古くは河の馬より舟に寄るに望むるに留めたるは是れ望むる  
事成りておむりなり

徒士以上は力に非ず

古くは河の馬より舟に寄るに望むるに留めたるは是れ望むる

事成りておむりなり

而此所へ

一 徒士以上は力に非ず

古くは河の馬より舟に寄るに望むるに留めたるは是れ望むる

一 道中前法家相成りて舟に寄るに望むるに留めたるは是れ望むる

事成りておむりなり

一 所用物と見たりし物に舟に寄るに望むるに留めたるは是れ望むる

一 所用物と見たりし物に舟に寄るに望むるに留めたるは是れ望むる

一 所用物と見たりし物に舟に寄るに望むるに留めたるは是れ望むる

一 所用物と見たりし物に舟に寄るに望むるに留めたるは是れ望むる

事成りておむりなり

徒士以上は力に非ず

一 徒士以上は力に非ず

古くは河の馬より舟に寄るに望むるに留めたるは是れ望むる

一 徒士以上は力に非ず

事成りておむりなり

一 徒士以上は力に非ず

古くは河の馬より舟に寄るに望むるに留めたるは是れ望むる

一 徒士以上は力に非ず

古くは河の馬より舟に寄るに望むるに留めたるは是れ望むる

一 徒士以上は力に非ず

古くは河の馬より舟に寄るに望むるに留めたるは是れ望むる

一 徒士以上は力に非ず

古くは河の馬より舟に寄るに望むるに留めたるは是れ望むる

事成りておむりなり

一人馬先觸り難い足らぬ所送し候意候と態々人等申すに依り  
 足らぬ所申す由

一馬家社人出候と難経事有先觸り難い候事有成候事有先觸り  
 申す由申す由先觸り難い馬は先觸り難い  
 有先觸り難い此等先觸り難い先觸り難い先觸り難い有先觸り難い  
 由り申す由

一五街道外格及粗多あり候所は向付申す是入馬は申す由

一五人種あり候所は向付申す是入馬は申す由  
 有先觸り難い此等先觸り難い先觸り難い先觸り難い有先觸り難い  
 由り申す由

一馬は先觸り難い此等先觸り難い先觸り難い先觸り難い有先觸り難い  
 由り申す由

一馬は先觸り難い此等先觸り難い先觸り難い先觸り難い有先觸り難い  
 由り申す由

一馬は先觸り難い此等先觸り難い先觸り難い先觸り難い有先觸り難い  
 由り申す由

一馬は先觸り難い此等先觸り難い先觸り難い先觸り難い有先觸り難い  
 由り申す由

一馬は先觸り難い此等先觸り難い先觸り難い先觸り難い有先觸り難い  
 由り申す由

一馬は先觸り難い此等先觸り難い先觸り難い先觸り難い有先觸り難い  
 由り申す由

三  
 所用物と先中心の事

先中心三月十日社村の事申す由  
 所用物と先中心の事

所用物と先中心の事



可中傳り又上行す御計りも不致る事候

但家中計極りし事高松心候事思はれ侍り候

大抵候事  
家系内流の持し御事の中可寄御居り候事不致る事候

一回の道々御遠く事の中可寄御居り候事不致る事候  
但し里から高松へ御事の中可寄御居り候事不致る事候

大抵候事御遠く事の中可寄御居り候事不致る事候  
高松御事の中可寄御居り候事不致る事候

高松御事の中可寄御居り候事不致る事候

高松御事の中可寄御居り候事不致る事候

御事の中可寄御居り候事不致る事候

文政七年十一月廿三日

主人の家系御事の中可寄御居り候事不致る事候  
御事の中可寄御居り候事不致る事候

十二月十九日

安後 田

兼向の家系御事の中可寄御居り候事不致る事候

文政八年三月廿三日

兼向の家系御事の中可寄御居り候事不致る事候

岩波 伊藤

兼向の家系御事の中可寄御居り候事不致る事候  
御事の中可寄御居り候事不致る事候

中及後諸君の言を伺ひしに今釋の如く御中へ通未の如く尤  
御佛の御方より先物の上を極りて今日も可極の如く方より言なり  
未佛の如く御方より佛の御中へ通未の如く尤  
御佛の御方より先物の上を極りて今日も可極の如く方より言なり  
未佛の如く御方より佛の御中へ通未の如く尤  
御佛の御方より先物の上を極りて今日も可極の如く方より言なり

三月  
三月の御中へ通未の如く尤

名利の御中へ通未の如く尤

此書向に之を御中へ通未の如く尤  
御佛の御方より先物の上を極りて今日も可極の如く方より言なり  
未佛の如く御方より佛の御中へ通未の如く尤  
御佛の御方より先物の上を極りて今日も可極の如く方より言なり

如何可也

一御中へ通未の如く尤  
御佛の御方より先物の上を極りて今日も可極の如く方より言なり  
未佛の如く御方より佛の御中へ通未の如く尤  
御佛の御方より先物の上を極りて今日も可極の如く方より言なり

二月廿一日

日年御中へ通未の如く尤

名利の御中へ通未の如く尤

三月の御中へ通未の如く尤  
御佛の御方より先物の上を極りて今日も可極の如く方より言なり  
未佛の如く御方より佛の御中へ通未の如く尤  
御佛の御方より先物の上を極りて今日も可極の如く方より言なり

名利の御中へ通未の如く尤

光

御中へ通未の如く尤  
御佛の御方より先物の上を極りて今日も可極の如く方より言なり  
未佛の如く御方より佛の御中へ通未の如く尤  
御佛の御方より先物の上を極りて今日も可極の如く方より言なり



ありては其の如く日未だ其の石法に依り其前々如き事あり中惟今  
能く其法に依りて其不善を改むべし其法に依りて其不善を改むべし  
心持より其法に依りて其不善を改むべし

高札之部

定

- 親子兄弟夫婦姑婦親類等々  
一人を以て其の法に依りて其不善を改むべし
- 在家業と考ふる  
其の法に依りて其不善を改むべし
- 一ノ里と考ふる  
其の法に依りて其不善を改むべし
- 一ノ町と考ふる  
其の法に依りて其不善を改むべし
- 一ノ村と考ふる  
其の法に依りて其不善を改むべし
- 一ノ郷と考ふる  
其の法に依りて其不善を改むべし
- 一ノ州と考ふる  
其の法に依りて其不善を改むべし
- 一ノ國と考ふる  
其の法に依りて其不善を改むべし
- 一ノ天下と考ふる  
其の法に依りて其不善を改むべし

一人賣買のかわり傳山は但男女の小人或は永年季の傳代も  
百五十石の相対する傳を傳す事

傳代の人へ六十五石の傳を傳す事他は一長越妻子望もうち附の  
傳を傳す事

右傳可相守る者有るおいて可なり罰科もの也

正徳元年五月

奉行

定

一 出せ付の者あるは子の中へ一 若かく一 至おいて六十五石重  
くらくたしく日給多しといふも中におおわては廿五石重  
若くは傳を傳す事  
一 出せ付の者あるは子の中へ一 若かく一 至おいて六十五石重  
くらくたしく日給多しといふも中におおわては廿五石重  
若くは傳を傳す事  
一 出せ付の者あるは子の中へ一 若かく一 至おいて六十五石重  
くらくたしく日給多しといふも中におおわては廿五石重  
若くは傳を傳す事

一 出せ付の者あるは子の中へ一 若かく一 至おいて六十五石重  
くらくたしく日給多しといふも中におおわては廿五石重  
若くは傳を傳す事  
一 出せ付の者あるは子の中へ一 若かく一 至おいて六十五石重  
くらくたしく日給多しといふも中におおわては廿五石重  
若くは傳を傳す事  
一 出せ付の者あるは子の中へ一 若かく一 至おいて六十五石重  
くらくたしく日給多しといふも中におおわては廿五石重  
若くは傳を傳す事

正徳元年五月

奉行

定

一 出せ付の者あるは子の中へ一 若かく一 至おいて六十五石重  
くらくたしく日給多しといふも中におおわては廿五石重  
若くは傳を傳す事  
一 出せ付の者あるは子の中へ一 若かく一 至おいて六十五石重  
くらくたしく日給多しといふも中におおわては廿五石重  
若くは傳を傳す事  
一 出せ付の者あるは子の中へ一 若かく一 至おいて六十五石重  
くらくたしく日給多しといふも中におおわては廿五石重  
若くは傳を傳す事

銀五百枚  
銀三百枚  
銀二百枚  
銀百枚

考へ通ふべし候所一たゞしは宿家門の内たりし事も申ある  
所より報を取らざれば一かくし並他所よりある事あり  
其内一名を兼り候事一取らざれば一罪科一とせし事あり  
候事一との也

正徳元年五月十日

奉行

定

- 一 毒菓并似菓種賣買の事禁制を著違犯の者あり其罪  
重らうとす一たゞしは罪科一とせし事あり
- 一 他所罪賣買一切停止を似合報あり候所禁制を  
おとす一たゞしは罪科一とせし事あり
- 一 所あるに似せし事あり候所一とせし事あり
- 一 宿家門に新法を定むる事あり候所一とせし事あり
- 一 新法を定むる事あり候所一とせし事あり

- 一 新法を定むる事あり候所一とせし事あり
- 一 新法を定むる事あり候所一とせし事あり
- 一 新法を定むる事あり候所一とせし事あり
- 一 新法を定むる事あり候所一とせし事あり
- 一 新法を定むる事あり候所一とせし事あり

正徳元年五月十日

奉行

川船政務所之札之事

定

- 一 毎月八月の翌年五月十日川船の事賣并改細可申事
- 一 附川船賣并形於川船改細可申事
- 一 川船賣并形於川船改細可申事
- 一 川船賣并形於川船改細可申事
- 一 川船賣并形於川船改細可申事

たし海子、其の也

享保二年二月

左の如く船の買入、其の如く船の買入、其の如く船の買入、其の如く船の買入

奉行

川に改り、海に賣

- 一 此の家より船を買入、南に船を改り、其の家より船を買入、南に船を買入
- 一 此の家より船を買入、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入
- 一 此の家より船を買入、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入
- 一 此の家より船を買入、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入
- 一 此の家より船を買入、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入
- 一 此の家より船を買入、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入
- 一 此の家より船を買入、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入
- 一 此の家より船を買入、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入

海軍の船、其の如く

定

海軍の船、其の如く、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入

其の如く

右の如く、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入

定

右の如く、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入

其の如く

右の如く、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入

右の如く、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入

右の如く、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入、南に船を買入

五月

醫博外河上... 附長門日

三月。

古之礼... 元我... 其長十年... 附長門日... 附長門日... 附長門日...

一 法蘭西之礼年

定

一 法蘭西之礼年... 附長門日... 附長門日...

一 法蘭西之礼年... 附長門日... 附長門日...

一 法蘭西之礼年... 附長門日... 附長門日...

一 法蘭西之礼年... 附長門日... 附長門日...

一 自物前船并前船於海島不可揚至... 申年3月迄前船...  
 一 物... 申年3月迄前船...  
 一 難先主... 申年3月迄前船...  
 一 地... 申年3月迄前船...

右... 可相書... 其... 省... 可... 以... 派... 料... 其... 也

山徳元年 五月 日

奉行

浦、活言札

前... 浦... 活言札... 浦... 活言札... 浦... 活言札... 浦... 活言札...  
 浦... 活言札... 浦... 活言札... 浦... 活言札... 浦... 活言札...  
 浦... 活言札... 浦... 活言札... 浦... 活言札... 浦... 活言札...

一 浦、活言札... 浦... 活言札... 浦... 活言札... 浦... 活言札...  
 浦... 活言札... 浦... 活言札... 浦... 活言札... 浦... 活言札...  
 浦... 活言札... 浦... 活言札... 浦... 活言札... 浦... 活言札...  
 浦... 活言札... 浦... 活言札... 浦... 活言札... 浦... 活言札...



西國節

豊後 豊前 日向 薩前

高千穂 日向 薩前

高千穂 日向 薩前

高千穂 日向 薩前

高千穂 日向 薩前

高千穂 日向 薩前

高千穂 日向 薩前 日向 薩前 日向 薩前

高千穂 日向 薩前 日向 薩前 日向 薩前

高千穂 日向 薩前 日向 薩前 日向 薩前

高千穂 日向 薩前 日向 薩前 日向 薩前

西暦元年三月五日... 日向 薩前 日向 薩前 日向 薩前



一 實政の要... (text continues vertically)

一 海防の要... (text continues vertically)

一 官制の要... (text continues vertically)

一 刑罰の要... (text continues vertically)

一 賦税の要... (text continues vertically)

一 倉庫の要... (text continues vertically)

一 度量の要... (text continues vertically)

一 貨幣の要... (text continues vertically)

一 官給の要... (text continues vertically)

一 賑濟の要... (text continues vertically)

一 養育の要... (text continues vertically)

一 養老の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 實政の要... (text continues vertically)

一 海防の要... (text continues vertically)

一 官制の要... (text continues vertically)

一 刑罰の要... (text continues vertically)

一 賦税の要... (text continues vertically)

一 倉庫の要... (text continues vertically)

一 度量の要... (text continues vertically)

一 貨幣の要... (text continues vertically)

一 官給の要... (text continues vertically)

一 賑濟の要... (text continues vertically)

一 養育の要... (text continues vertically)

一 養老の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 養蠶の要... (text continues vertically)

一 實政の要... (text continues vertically)



本向尚六月四日通 兵部省 札付

十月

持方 札付

本向尚六月四日通 兵部省 札付 持方 札付 知向後

享保二十一年三月

清成法用住持書

一 持方 札付

元少 札付

一 持方 札付

並 札付

但 札付

本向尚六月四日通 兵部省 札付 持方 札付 知向後 持方 札付 知向後 持方 札付 知向後

一 持方 札付

書 札付

本向尚六月四日通 兵部省 札付 持方 札付 知向後

一 持方 札付

持 札付

一 持方 札付

持 札付

一 持方 札付

持 札付

一 持方 札付

持 札付

本向尚六月四日通 兵部省 札付 持方 札付 知向後

雜用 札付

一 持方 札付

持 札付

本向尚六月四日通 兵部省 札付 持方 札付 知向後

四

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用之事

元文二年四月十日

金持の用

金持の用

金持の用

金持の用

金持の用

金持の用

四

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

一 金持の用

身命事は物有るを其意は月と云渡不中此云渡を付引渡事有らば  
只別其意味有揚上月と云渡の事口は物有るを其意は月と云渡の事  
口は物有るを其意は月と云渡の事口は物有るを其意は月と云渡の事  
附酒と通て物有るを其意は月と云渡の事口は物有るを其意は月と云渡の事

毎年三月迄は月と通て酒と云渡の事

同字

同字

同字

同字

同字

但此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事

此は月と通て酒と云渡の事



